

附則第二百二十一条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二百二十二条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二百二十三条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二百二十四条第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二百五条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二百二十六条第一項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二百三十一条第一項中「平成三十三年九月三十日までの」を「令和三年九月三十日までの」に改め、同項の表平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日までの項中「平成三十二年九月三十日」を

「令和二年九月三十日」に改め、同表平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日までの項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

（平成三十一年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定中「同条第二十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項」を「同条第二十八項」に改める。

第十一条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の二の改正規定中「同条第十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め」を削る。

第十一条のうち、租税特別措置法第四十条の三の三第十九項の改正規定中「」を「第二十二項の」を「規定により読み替えて適用される国税通則法」を「第二十二項の規定により読み替えて適用される国税通則法」に改め、同条第十六項の改正規定中「改め、第四項並びに」を削り、「前二項の」を「の」に、「前二項及び」を「及び」を、「から第五項まで及び」を「及び第四項並びに」に、

「同法第四十条の三の三第十六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」を「同条第二十二項」を「同条第十六項」を「同条第二十二項」に、「第四十条の三の三第十六項の」を「第四十条の三の三第二十二項の」に、「同法第四十条の三の三第十六項」を「同法第四十条の三の三第二十二項」に改め、「同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」とを削り、「第四十条の三の三第十六項」とする」を「第四十条の三の三第二十二項」とする」に改める。

第十一条のうち、租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十九項の項の改正規定中「改め」を「、「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十二項」に改め」に

改め、同表第四十条の三の三第十六項の項の改正規定中

及び租税特別措置法	及び租税特別三項（国外所用する同法
及び同条第二十二項	及び同法第四て準用する同

措置法第四十一条の十九の五第十 得金額の計算の特例）において準	十一条の十九の五第十三項におい 法第四十条の三の三第二十二項
------------------------------------	-----------------------------------

（国外所得金額 る同法第四十条 において準用す

を

第四十条の三の三第二十二項 （	第四十一条の十九の五第十三項 の計算の特例）において準用す の三の三第二十二項（
第四十条の三の三第二十二項 の	第四十一条の十九の五第十三項 る同法第四十条の三の三第二十 及び同法第四十一条の十九の五 て準用する同法
及び同法	
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特別措置法第四 五第十三項において準用する同

二項の

に改める。

第十三項におい

十一条の十九の

法

第十一条のうち租税特別措置法第八十八条の八第一項の改正規定中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改める。

附則第一条第一号中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第三号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第四号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第五号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第六号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十

三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第十号中「平成三十四年一月一日」を「令和四年一月一日」に改め、同条第十一号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同号口中「同条第二十八項の改正規定」及び「同条第十八項の改正規定」を削り、「第三項及び第四項、第三十八条第一項から第三項まで」を「第三十八条第一項及び第二項」に改め、同条第十二号中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改める。

附則第三条中「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下附則第九十一条までにおいて同じ。）」に改める。

附則第五条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第八条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第九条から第十一条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十七条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第一項から第三項までの規定中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十四条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二十六条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第二十七条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十八条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第二十九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第三十四条第一項及び第二項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第三十七条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第三項及び第

四項を削る。

附則第三十八条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、「以後に」の下に「同条第二十項に規定する」を、「同日前に」の下に「旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項に規定する」を加え、「旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第四十二条第一項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改め、同条第二項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に改める。

附則第四十三条第一項及び第三項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第四十四条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四十五条中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第五十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五十二条第五項中「同条第二項中」の下に「『事業年度が』とあるのは『事業年度が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する』と、」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附則第五十三条中「同条第二項中」の下に「『が連結事業年度』とあるのは『が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において『令和二年旧措置法』という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において『連結事業年度』という。）』と、」を加え、「同条第七項」を「『連結所得』とあるのは『令和二年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得』と、同条第七項』に、『とする』を『と、同条第十項中『前条第一項』とあるのは『令和二年旧措置法第五十五条第一項』と、『規定（』とあるのは『規定（令和二年旧措置法』とする』に改める。

附則第五十四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条、第五十七条及び第六十一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第六十八条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第七十一条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第七十三条、第七十四条及び第七十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第七十九条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改め、同条第六項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第七項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第十二項及び第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八十条及び第八十一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第八十二条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第八十三条中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改める。

附則第八十六条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十一条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第一百十条のうち沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十二条に一項を加える改正規定中「四十九年」を「五十年」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和二年十月一日

イ 第六条中消費税法第三十条の改正規定、同法第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法別表

第一の改正規定（「第十二条の三」の下に「第三十条、第三十五条の二」を加える部分に限る。）並びに附則第四十四条の規定

ロ 第九条中たばこ税法第十条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第四十九条の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万二千五百円」を「一万三千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第一百十条及び第一百四十条の規定

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十四条第一項第二号の改正規定、同法第九十五条第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、

同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の六第一項の改正規定（同項第六号に係る部分を除く。）、同法第二百二十一条に六項を加える改正規定並びに同法別表第二の備考（一）（４）、別表第三の備考（一）（４）及び別表第四の備考（二）の改正規定並びに附則第八条第一項及び第七項、第九条第一項及び第二項並びに第十条の規定

ロ 第十四条の規定（同条中国税徴収法第三十六条第三号の改正規定を除く。）及び附則第五十三条の

規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千万円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第百十一条、第百四十四条並びに第百四十九条の規定

二 第十七条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定及び附則第百三十一条第一項の規定

ホ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定及び同条第五項の改正規定

ヘ 第二十二条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の三に後段を加える改正規定

三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

イ 第八条中酒税法第七条の改正規定

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。」を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中

「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。）、同法第三十七条の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八条第一項から第三項まで、第百六十八条及び第百六十九条の規定

四 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イ 第一条中所得税法第六十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十条第四項第二号の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第百六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定並びに附則第五条、第七条第二項及び第三項並びに第十一条の規定

ロ 第六条中消費税法第十八条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第四十三条の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第二十五条の二第三項の改正規定及び同法第四十一条の二十一第十一項第二十四号の改正規定

ニ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定及び同法第十条の七第一項の改正規定並びに附則第三百三十二条第二項から第四項までの規定

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 第二条の規定及び附則第十三条の規定

ロ 第三条の規定（同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第三百三十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第五項の改正規定に限る。）、第四百四十三条、第五百十条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。）、第五百五十一条から第五百五十六条まで、第五百五十九条から第六百六十二条まで、第六百六十三条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十

一号)第五十八條第一項の改正規定に限る。)、第百六十四條、第百六十五條及び第百六十七條の規定

ハ 第四條の規定(同條中地方税法第二十六條第二項の改正規定を除く。) 及び附則第三十八條から第四十條までの規定

ニ 第五條中相続税法第六十四條第五項の改正規定

ホ 第七條の規定及び附則第四十七條の規定

ヘ 第十三條の規定(同條中国税通則法第四十六條第六項の改正規定、同法第七十條の改正規定、同法第七十一條第一項の改正規定、同條第二項の改正規定(「(定義)」を削る部分に限る。)、同法第七十二條第一項の改正規定及び同法第七十四條の十一第一項の改正規定を除く。)

ト 第十四條中国税徴収法第三十六條第三号の改正規定

チ 第十五條中租税特別措置法第三十七條の十四第三十三項の改正規定(「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。) 並びに附則第六十八條第七項及び第八項並びに第八十七條第二項の規定

リ 第十六條の規定並びに附則第百十二條から第百三十條まで、第百四十一條、第百四十七條、第百五

十条（地方自治法第二百六十条の二第十六項の改正規定を除く。）、第百五十八条及び第百六十六条の規定

又 第十七条の規定（同条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定及び同法第四十七条の改正規定を除く。）

ル 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の二第三項の改正規定、同法第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに同法第七条の改正規定

ヲ 第二十一条の規定

ワ 第二十三条の規定及び附則第百三十六条の規定

力 第二十四条の規定

ヨ 第二十五条の規定

タ 第二十六条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十一条第二

項の表の改正規定

レ 第二十七条の規定

ソ 第二十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十三条第二項の改正規定

ツ 第二十九条中所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十八条の改正規定及び同法附則第六十九条の改正規定（同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第三百三十七条の規定

ネ 第三十条中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十八条の改正規定（同条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分及び同条第二項第二号に係る部分を除く。）、同法附則第四十四条の改正規定（同条第一項に係る部分（「第六項」を「第七項」に改める部分を除く。）及び同条第三項に係る部分を除く。）及び同法附則第八十九条第五項の改正規定並びに附則第三百三十八条第一項から第四項までの規定

ナ 第三十一条中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五十二条第五項

の改正規定及び同法附則第五十三条の改正規定

- 六 第一条中所得税法第二条第一項第三十四号の二の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同法第百九十四条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第百九十五条第一項第四号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第二百三条の六第一項第六号の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条、第七条第一項、第八条第八項及び第九条第三項の規定 令和五年一月一日
- 七 第三条中法人税法第五十四条第一項の改正規定及び附則第十九条の規定 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日

- 八 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三十五条の二」の下に「・第三十五条の三」を加える部分に限る。）、同法第三十一条の二第四項の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定（「及び第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項」に改める部分に限る。）、同法第三十五条の二に見出しを付する改正規定、同法第二章第四節第六款の二に一条を加える改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第三十七条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定及び同法第三十